原子力防災での自宅退避の意義

一個人のシェルターの公共政策―

村山 皓

Significance of the Evacuation at the Home against the Atomic Disaster: the Public Policy of the Individual Shelter

Hiroshi MURAYAMA

Abstract

The purpose of this study is to explore the evacuation at the home against the atomic disaster to be an object of a public policy for all the society though the evacuation seems to be a subject for an individual. What is the reason why the evacuation at the home is discussed outside of a public policy in both the central government and local governments? The public policy of the atomic energy disaster prevention in Japan has been developed mainly on the plan maintenance of an urgent refuge and a disaster drill after the Fukushima Daiichi Nuclear Disaster of the Great East Japan Earthquake. The individual evacuation at the home against the atomic disaster might be an obstacle for an efficient implementation of the public urgent refuge from radioactive contamination. But granted even that, the spread of shelters as the personal temporary evacuation place includes the practical social significance as the public policy. That significance is explained in this study.

はじめに

日本の原子力防災の公共政策は、東日本大震災の福島 第一原発事故の後、原子力災害時の「緊急避難」の計画 整備と常時の避難訓練を中心に展開されてきた。そこで は要援護者の「屋内退避」は視野にあるものの、災害対 応における「自宅退避」は個人の問題と考えられがちで、 避難のタイミングについての議論は多いが自宅退避自 体についての注目度は低い。しかし、外気汚染による広 域・複合の原子力災害において、実際は、ほとんどの人々 が緊急の避難対象外での自宅退避の状況に直面する。に もかかわらず、原発事故や核ミサイルによる原子力災害 で「自宅退避が公共政策の枠外とされるのはなぜか」、 これが本稿での疑問の出発点である。本稿の目的は、原 子力防災での自宅退避を公共政策の枠内に取り込む糸 口を探ることである。そこで、公共政策の枠内へと「自宅退避を『公共化』する意義はどこにあるのか」が検討課題となる。原子力災害発生時の一時的シェルターとしての私的な隠れ場である自宅退避に、もし個人の問題解決を超える公共的な意義があるとしても、緊急避難が主流の原子力防災での公的な集団用核シェルターの検討はなされるだろうが、個人の自宅退避が注目される可能性は低い。そのような自宅退避が公共政策の課題となるには二つの「壁」がある。一つは公共政策を展開する政治行政の側の壁である。中央政府が自宅退避を原子力防災の公共政策の枠内と捉えないなかで地方政府による自宅退避の政策展開は難しい。いま一つは、「公」を「共」にする公共政策における人々の側での壁である。自宅退避が身近な原子力防災であるとの人々の意識が醸成されないかぎり、自宅退避の公共化への兆しは見えないだ

ろう。簡易な汚染外気遮蔽から、クリーンスペース部屋の設置、家庭用核シェルターまでの個人の一時退避場としての広い意味でのシェルターの普及の公共政策に向けて、「人々の意識の壁と政治行政の壁の突破口はあるのだろうか」。本稿ではその具体的な試みをも示唆しようと思う。

そこで第1章で、自宅退避が公共政策の枠外とされる のが、緊急避難を中心とする原子力災害への対処の状況 にあることを、京都府綾部市の事例を参考に見てみる。 綾部市は電源立地自治体ではないが福井県の高浜原発 や大飯原発にも近く、約4割の住民が緊急避難対象の UPZ 圏内にいる。比較的早くから核ミサイルへの対応 の広報も行われ、議会では原発事故での緊急避難や屋内 退避についての質問も見られ、行政も地震との複合災害 を視野におくなど、原子力災害への政治行政の関心は比 較的ある。だからと言って、自宅退避への住民の意識が 特にあるわけではなく、緊急避難と自宅退避を具体的に 考えるきっかけになると思えた。第2章で、自宅退避の 公共政策としての意義を検討する。そこでは、原子力防 災での自宅退避の公共政策を、政治行政の側での効率性 と人々の側での効果性との「公」を「共」にする「自分 ごと」の二面性として理論的な意義を説明する。加えて、 個人の一時退避場としてのシェルターの普及の公共政 策が持つ実践的な社会的意義を、「国民生存安全保障 | や「究極防衛産業振興」などの新たな概念を導入して説 明する。第3章では、綾部市において簡易な汚染外気遮 蔽キットや耐震クリーンスペース部屋のリフォームの 試みが自宅退避の防災準備へと人々が向かう突破口と なる可能性と、核シェルター産業促進法や自宅退避原子 力防災条例の法令制定の試みによって政治行政がシェ ルターの普及へと向かう突破口となる可能性とを例示 する。

1. 原子力災害で自宅退避が公共政策の枠外とされるのはなぜか

1.1. 自宅退避を視野におかない緊急避難中心の原子力 防災政策

原発事故や核ミサイルによる原子力災害では、外気汚染による切迫した避難が必要ではあるが、ほとんどの人々が「緊急避難」の対象外での「自宅退避」の状況に直面する。にもかかわらず、自宅退避は個人の問題と考

えられがちである。広域・複合の原子力災害で自宅退避 が公共政策の枠外におかれる第一の原因は、政治行政の 側において緊急避難を中心とする中央政府の原子力防 災に自宅退避が視野にないことである。そのことは、京 都府綾部市の事例でもわかる。図1は高浜原発からの UPZ30kmと 100kmの範囲を表している。UPZ は APZ5km と並んで災害発生時の緊急避難指示の対象の基本的な 基準である。舞鶴市はほぼ全域が UPZ 内にあり、福知 山市はほんの一部だけで、宮津市と本稿が事例とする綾 部市は UPZ 内外が混在している。実際の緊急避難では、 APZ から UPZ の住民への対応策が段階的に広がるのは 福島第一原発事故での経過から明らかである。1舞鶴市 で APZ 内の住民避難が始まった時には UPZ 内の舞鶴 市民はまだ自宅退避の状況にあり、次に UPZ 内の舞鶴 市民の住民避難が始まった時には、大部分が UPZ 外の 福知山市民は自宅退避の継続状況にある。さらに 100km の広範囲への広がりを考えれば、多くの人々にとって自 宅退避こそが緊急時に解決されるべき問題となる。その ようななかで、例えば福知山市民が国道をとおって京都 市に向かう途中にある避難中継所に行けば屋内退避者 とされ、放射線測定器で放射性物の検査をするスクリー ニングポイントの受付もしてもらえずに自宅へ帰るこ とになる。また、UPZ内外の混在する綾部市民が避難 バスや各自の自動車を使って避難中継所に至れば、緊急 避難計画がどれだけ精緻化されて避難訓練が実施され てきたとしても、実際には甚だしい混乱となるだろう。 そのような殺到と混乱を避けて緊急避難計画の実効性 を高めるためには、緊急避難対象外の人々がどれだけ冷 静に自宅退避ができる環境を整えるかが不可欠である。 ここに、一見、個人の問題と考えられがちな自宅退避を、 個人の問題を超えた公共政策の問題と捉える余地が出

日本の防災の公共政策は、災害対応の基本となる災害対策基本法からわかるように、原子力災害に限らず中央政府の中央防災計画から地方政府の地域防災計画に至るいわば包括的計画主義に基づき、災害経験を経て中央防災会議から地方防災会議を通じて修正を加えるいわば適応型改良主義で進められてきている。²今日の緊急避難を中心とする原発事故対応の計画の精緻化につながっているのは、新潟中越沖地震での防災基本計画の原子力災害対策の強化、さらに東日本大震災の福島第一原発事故の経験からの原子力災害での広域的な緊急避難

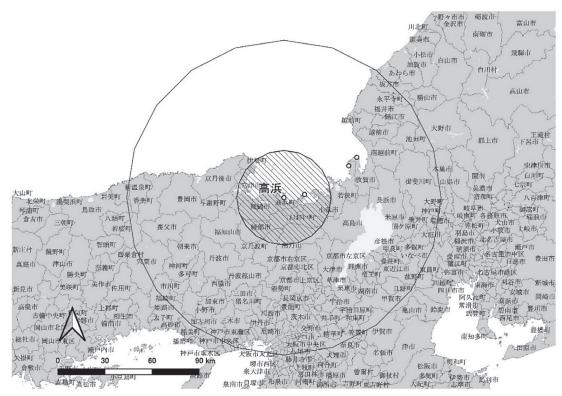


図 1 高浜原発から UPZ30km圏内と 100km圏内の原子力災害での避難予想地域

(出所) 核シェルタークラブ (http://nsclub.sheltercb.com/) が作成。クラブの Web ページに掲載。

の計画と訓練の改良がなされてきたことによる。そのよ うな国の指針に基づき、東日本大震災での経験をへて、 京都府では関西広域連合などの連携による広域的な計 画に沿って、図2のような避難の大枠を示す「原子力防 災のしおり」を提供している。関西電力高浜発電所に起 因する原子力災害に関し、内閣府による「高浜地域の緊 急時対応」が、地方自治体の地域防災計画・避難計画及 び国の緊急時における対応をとりまとめている。³そこ では、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災 業務計画は、災害対策基本法等に基づき、国の指針に 沿って各主体が作成するものとされており、協議会のオ ブザーバーとして京都府内の舞鶴市、綾部市、南丹市、 京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町が含まれている。 本稿の事例である綾部市を含む京都府における原子力 災害対策重点区域の UPZ 内の人口分布は、115,608 人 56,000 世帯 (APZ 内を含む、116,154 人 56,235 世帯) で あり、そのうち綾部市 8,086 人 4,104 世帯であり、それ は綾部市の人口31,812(令和2年4月1日現在 推計人 口)の約4割である。4国の原子力災害対策指針が定め る UPZ (おおむね 5kmから 30km) の緊急事態の防護措 置では、放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計 測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。5また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じるとされている。具体的には、早期防護措置としての緊急避難の実施、飲食物摂取制限として基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施などがある。これらの詳細な指針とともに、UPZ外の住民へも放射線モニタリングなどの計測された値によりUPZと同様の措置が明記されてはいるが、国の指針には自宅退避についての政策は全く見られない。

1.2. 中央地方関係のなかで自宅退避に触れようとしない基礎自治体

原子力災害で自宅退避が公共政策の枠外におかれる 第二の原因は、住民に直接に対応する基礎自治体の政治 行政が、中央政府の指針に含まれない自宅退避に触れよ うとしないことである。綾部市の地域防災計画の原子力 対策編での避難、一時移転等の防護措置の実施において は、防災に必要な諸施策の基本を示す国の防災基本計画

遊覧 先 ① 避難先から更なる避難を避けるため、避難先は市外を基本とする。 ② 放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため「南方面」と「西方面」と「西方面」とする。 南方面選集 京都市(65,000人)、宇治市(14,000人)、城陽市(6,000人)、自日市(4,000人) 「高浜学配所」 「大阪発電所」 「東井県」 「東井県 「東井県」 「東井県 「東井県」 「東井県 「東井県」 「東井県」 「東井県」 「東井県」 「東井県」 「東井県」 「東井県 「東井

			西	万面避難の大枠(薬) 扱料
避難元 府県	遊難元 市町	対象人口	府県	避難先(案) 地域(市町)
京都府 7市町 127,200人	舞鶴市	89,000人	兵庫県	神戸市
	綾部市	9,400人		阪神南 (尼崎市、西宮市、芦屋市)
	宮津市	20,300人		東播磨(明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、揺磨町) 西播磨(相生市、赤穂市、宍栗市、 たつの市、太子町、上那町、佐用町)
	伊根町	1,600人		
	福知山市	300人		
	南丹市	3,700人		
	京丹波町	2,900人		淡路(洲本市、南あわじ市、淡路市)
	全体で予備枠を確保		徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、 吉野川市、阿波市、美馬市、三好市ほか

図 2 大部分の市民が UPZ 内の舞鶴市とその他の市民 の広域避難のパンフレット

(出所) 京都府及び関係市町(京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町) が協力し、京都府防災会議専門部会委員の監修のもと作成した「原子力防災のしおり」から。

の原子力対策編(令和5年5月)の指示に従うことが前提となっている。例えば、「放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする」とされている。6 さらに、ミサイルなどの武力攻撃による原子力災害ともなれば、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律平成16年制定)を受けて国に従うことになる。その第三条(国、地方公共団体等の責務)は「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等

においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。」と定めている。⁷そのようななかで、緊急避難の効率的な実施を担う基礎自治体の行政は、人々が自宅に居残り続ける自宅退避が阻害要因となりうると考えて、自宅退避を防災政策の枠外におこうとする可能性もある。綾部市の危機管理部は緊急避難時に人々が直面する混乱の回避にとって自宅退避が重要な課題との認識はあるが、中央政府の指針に自宅退避がないところでは、市民個人のための問題解決を模索するより緊急避難の実施の管理に専念しようとする。

綾部市の行政が原子力災害での自宅退避に触れない 状況は、原子力防災に関する中央地方関係における綾部 市から京都府さらに国への要望にも見られる。UPZ圏 内の住民の緊急避難や屋内退避が課題となる舞鶴市、宮 津市、綾部市から、京都府を経由して国へと向かう施策 および予算に対する政策提案や予算に関する重点要望 では、国から地方への明確な指針が前提となってい る。8いずれの市にも共通する電源立地地域対策交付金 に関する京都府への要望は、隣接市町村の UPZ 内すべ ての自治体への交付対象の拡充を求める京都府から国 への要望へとつながっている。安定ヨウ素剤配布につい ても地方から中央への要望となっているが、資材の確保 など実施方法に関わるものであり、自宅退避での事前配 布などではない。住民が直面する自宅退避に注目する要 望は原子力防災の中央と地方の相互関係においては見 られず、自宅退避は公共政策の枠外のものとして実際の 行政過程でも触れられていない。綾部市議会の本会議や 委員会の政治過程でも、緊急避難や屋内退避への質問は あるものの、行政の計画の実効性への指摘にとどまり、 公共政策の視野に自宅退避を置くような高い立場から の議論の展開はない。9屋内退避は自宅退避を含みうる が、緊急避難を中心とする原子力防災のなかで、国の指 針では屋内退避は緊急避難への準備段階としてあるい は要援護者への対処として位置づけられている。¹⁰ 綾部 市原子力災害住民避難計画においても同様に、自宅退避 を屋内退避に含めて捉える視点はない。そこでの緊急避 難計画の精緻化は「どうするか」の方法についての適応 型改良主義ではあるが、「何をするか」の目的について の適応型改良主義に欠け、自宅退避を取り巻く現実に起 こる問題の所在への視野はない。原子力災害が広域・複

合に加えて長期にわたることを考えれば、阪神・淡路大 震災以来、住居と再生が重要とされてきた被災経験を踏 まえた適応型改良主義が求められ、自宅退避を自然災害 以上に個人補償の問題として、原子力防災の目的と考え て公共政策の枠内におく必要があるだろう。11しかし、 今日、自宅退避が原子力防災の公共政策の枠外とされる のは、国の指針に含まれないことに加えて、中央地方関 係の下で基礎自治体でも触れようとしない二つの連動 する原因によると言える。

2. 公共政策の枠内へと自宅退避を 「公共化」すべき意義はあるのか

2.1. 政治行政側での効率と人々側での効果の「自分ごと」 の二面性

自宅退避を原子力防災の公共政策の枠内にすべきと 考える二つの根拠を説明する。個人の問題と見なされが ちな自宅退避には、個人や企業では解決できない「公上 を「共」にする公共政策の枠内へと「公共化」すべき問

題との関りがある。一つは、自宅退避が政策実施に役立 つことで公に関わるとの理論的な説明であり、いま一つ は、自宅退避が実際の政策展開に役立つことで公に関わ るとの実践的な説明である。ここでは、前者の政策実施 における理論的な説明として、原子力災害の緊急避難で の混乱の回避に自宅退避が役立つ政治行政の側の効率 に資する「自分ごと」と、自宅退避が満足を感じる屋内 退避につながる人々の側での効果に資する「自分ごと」 との二面性の根拠を示す。原子力災害は武力攻撃での国 民の保護のための基本法である国民保護法との関係も 深く、その防災には自然災害とは異なるところもある が、図3の日本の防災政策の歩みにあるように、原子力 政策の見直しとともに歩んできている。東日本大震災後 のフェーズ 4.0 の「自分ごと」が今日の防災指針となっ ているが、一人一人が自律的に災害に備える参画は、と もすれば政治行政側の効率的な政策実施のために期待 されるところがある。これに対して、人々への満足を伴 う効果的な「自分ごと」の意識につながる政策実施にな るなら、自宅退避を公共化すべき意義は増すだろう。

戦後における災害の教訓を踏まえた防災政策の歩みと「防災4.0」

「防災1.0」

1959年 (昭和34年) 伊勢湾台風

大規模な台風による多数の人 的·物的被害



防災に関する統一的な制度・体制の不在

災害対策基本法の制定 中央防災会議の設置

・防災に関する総合的かつ長期的な計画である防災基本計画の作成

「防災2.0」

1995年 (平成7年)

阪神・淡路大震災

住宅の倒壊やライフラインの 寸断、交通システムの麻痹、 多数の被災者の発生など都市 型災害による甚大な被害



政府の危機管理体制の不備、初動対応における課題

官邸における緊急参集チーム設置など政府の初動体制の整備

耐震化が不十分な建築物の倒壊等による多数の被害 生活再建等を行えない被災者が多数存在

建築物の耐震改修促進法の制定 (平成7年) 被災者生活再建支援法の制定 (平成10年)

「防災3.0」

2011年 (平成23年) 東日本大震災

わが国の観測史上最大の地震、 大津波の発生による甚大かつ 広域的な被害



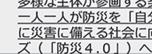
最大クラスを想定した災害への備え不十分

大規模地震の被害想定・対策の見直し、「減災」の考え方を 防災の基本理念として位置付け、想定しうる最大規模の洪水 等への対策 (水防法改正)

自然災害と原子力災害の複合災害への想定が不十分

□√ 原子力規制委員会発足など原子力政策の見直し(平成24年)

地球温暖化に伴う気候変動が もたらす災害の激甚化



多様な主体が参画する契機づくりとなり、国民の ·人一人が防災を「自分ごと」ととらえ、自律的 に災害に備える社会に向けた新たな防災のフェ・

図3 大規模災害を経ての日本の防災政策の推移

(出所) 平成28年版防災白書特集第2章第1節1-1。

「公」を「共」にする公共政策での政治行政側でのこれまでの効率の指針に、新たに人々側での効果の指針を加えて、「自分ごと」の二面性に注目することは、原子力災害で自宅退避を公共政策に組み込む根拠についての理論的な説明をより豊かにする。

緊急避難を中心とする今日の原子力防災における政 府の指針では、屋内退避は緊急避難への準備と要援護者 への対応と位置づけられて、多くの人々が直面する自宅 退避としての屋内退避の視点はなく、自宅退避は屋内退 避の枠外でもある。原子力災害時の自らの自宅退避が原 子力防災の屋内退避の公共政策にも当たらないとした ら、不安な中で自宅退避を続ける人々にとって、緊急時 の原子力防災への不満や不信を増すことになるだろう。 原子力防災での自宅退避は緊急避難時での住民避難の 効率性の阻害要因にも見えるが、自宅退避は人々が満足 を感じる屋内避難としての効果もあるように思える。効 率的ではない政策は具合が悪そうでもあるが、効率が期 待できなくても効果的な政策もあるだろう。公共政策の 実施において問題解決の効率と人々への効果のバラン スを左右するのが、筆者が考える公共政策の政策価値と しての人々の幸福、人間の尊厳、個人の自由であると思 う。¹² 人々の幸福の公共の福祉の視点から、緊急避難時 の個人の自宅退避に政府の統制がどこまで踏み込める のか、人間の尊厳と個人の自由の視点から、緊急避難時 の自宅退避が屋内退避としてどこまで認められるのか。 そこでは、一律の包括的計画主義での政府の効率的な統 制と、個々人と地域の状況に応じた尊厳と自由の効果的 な尊重への適応型改良主義とのバランスが、自宅退避の 公共化への判断の基盤となる。屋内退避に自宅退避を組 み込む公共化では、どのような屋内でのどのような自宅 退避が、個々人の問題解決を超えた社会全体の問題解決 に関わる「自分ごと」であるかの手掛かりになるだろう。 個人の人権と公共の福祉の関係のように、他人の避難の 権利の侵害となるような公共の福祉に反しない限り、自 宅避難での人間の尊厳と個人の自由の基本的人権は尊 重されるとの理論的なバランスでの公共化に向けての 改良が、実際には積み重ねられるのだろう。

2.2. 核シェルターの普及がもたらす安全保障と防衛産 業での社会的効用

原子力災害における自宅退避の隠れ場は、簡易な汚染 外気遮蔽から、クリーンスペース部屋の設置、家庭用核 シェルターの建設までの広い意味でのシェルターとし て、個々人の問題解決のためと同時に、日本の社会での 問題解決のためにもなる。そのように個人を超える全体 への効用が、先に示した効率的で効果的な政策実施での 自宅退避の「公共化」への根拠に加えて、社会全体とし て「公」を「共」にすべき自宅退避の魅力的な根拠にな ると考えている。日本の防災政策は伊勢湾台風の広範な 被害を契機として全国的に展開されてきたが、原子力災 害での防災は自然災害よりも格段に全国的な視野から の公共政策が求められる。チェルノブイリ原発事故での 広範な放射能汚染では、緊急避難対象が30km以上に決 められた国もあり、事故後の調査からは300km圏外での 長期的な土壌汚染についても言及されている。13日本の 原発の200km圏内を示す図4では、一部を除く全土が原 発事故での問題解決を検討すべき対象であるのがわか る。にもかかわらず、日本における個人の地下核シェル ターへのイメージが、「一部のお金持ちの利己的なもの」 となりがちなのは、広島と長崎の原子爆弾の記憶から核 ミサイルが近くに着弾しても安全な個人のための強固 なシェルターが目指されてきたことにもよる。14しかし、 ウクライナやパレスチナでの戦術核使用の脅しや通常 爆弾による原発の破壊も想定される今日では、どこにで も原子力災害があると思えるなかで、核シェルターは広

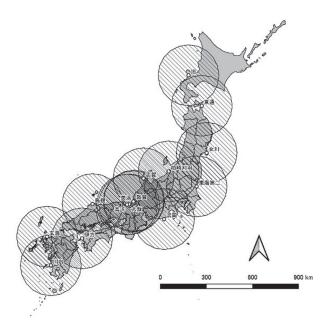


図 4 日本の原発から 200km圏内の原子力災害での避難 予想地域

(出所)核シェルタークラブ (http://nsclub.sheltercb.com/)が作成。 クラブの Web ページに掲載。 範囲にわたる日本全体の問題となっている。

解決すべき問題の社会全体への広がりは、個人の自宅 退避が公共の問題となることへとつながる。ここでは、 個人の自宅退避を「公」を「共」にする公共政策の枠内 へと公共化すべきと考える先の理論的な根拠に加わる もう一つの実践的な根拠として、「国民生存安全保障 | と「究極防衛産業振興」と筆者が呼ぶ社会的効用に注目 する。公的な集団用シェルターの普及とともに私的な自 宅退避のシェルターの普及を図る公共政策の展開が、国 の国際安全保障や戦後憲法での防衛産業の問題に関わ る。「個人や企業では解決できない問題に対する政府の とる問題可決の技法」との公共政策の一般的な定義での 技法を強調しすぎると、自宅退避は個人の問題として公 共政策の枠外に追いやられかねない。一方、「個人や企 業での問題解決技法とは異なる技法が政府に求められ たりする公共の政策」と、公共政策の「公共」に注目す ることもできる。¹⁵ そこでは、原子力防災のどのような 展開が問題解決の方法よりも、個人を超える社会全体の 公共の政策としての意義を持ちうるかが問われる。今日 のウクライナやパレスチナでの戦争によって、核抑止力 が戦術核の使用を思い止まらせられないと知ることで 核抑止力の安全保障への信頼は揺らいでいる。サプライ チェーンなどを含む多国間連携での経済安全保障も、核 保有国に取り囲まれている日本の安全を実際の危機に 直面して担保できるかには疑問が残る。ここにおいて、 核ミサイルや通常兵器による原子力災害への安全のさ らなる方策が求められる。「国民生存安全保障」は、核 の脅威への核抑止安全保障と経済安全保障に加えて、核 被害が生じても核シェルターの普及によって国民が生 き残るとのメッセージが、核攻撃を思い止まらせる抑止 になるとの筆者の考えである。核シェルターが普及して いるスイス、北欧諸国などについて、核攻撃での国民の 逃げ場となるシェルターが多く用意されていると見る だけではなく、核攻撃から生き残る国民がいる国への核 攻撃を思い止まらせる国民生存安全保障の効用へと見 方を変化させることも必要だろう。そのような核シェル ターの普及は、専守防衛の日本の防衛産業の議論での問 題解決の一助ともなる。核シェルターはどこまでも非攻 撃的な防衛施設であり、「究極防衛産業振興」と筆者が 呼ぶ防衛に特化した社会経済的効果のある防衛産業と なる。「国民生存安全保障 | や「究極防衛産業振興 | の 効用からは、公共の集団シェルターとともに個人のシェ

ルターが普及する政策展開によって、個人を超える社会 全体の公共の政策としての自宅退避の意義を見いだせ る。それらの政策展開における効用は、先の原子力災害 での政策実施における根拠としての緊急避難での混乱 の回避への政治行政側の効率と、人々の側での満足を感 じる屋内退避への効果とともに、自宅退避を公共政策の 枠内へ「公共化」すべきとする根拠となる。

3. 自宅退避を公共政策に取り込む公共化はどのように可能か

3.1. 自宅退避を身近に感じない人々の意識の壁への突破口

原発が集中する福井県の若狭地域に隣接する京都府 北部において、人々の原子力防災への意識が乏しいとの 客観的な証拠があるわけではないが、筆者が舞鶴市、綾 部市、福知山市で行った「原子力災害と核シェルター」 の講座から、人々の関心が低いと感じている。¹⁶ ほとん どが UPZ と APZ 圏内にある舞鶴市では、その近さゆ えにかえって原子力災害を見ないふりする印象を受け る。逆に、ほとんどが UPZ 圏外の福知山市では、圏外 とされていることで関係ないと見なしていると感じる。 だからと言って、UPZの内外が混在する綾部市でも、 市民の原子力防災への意識は低いと感じる。それらの印 象には、日本人の政治行政への対し方において、「自分 から」より「あなたまかせ」の政治文化の特徴が反映し ているのかもしれない。17あるいは人が気持ちの安定を 守るために大きな心配ほど心配しないこともありそう だ。そこに、自然がもたらす災害への「あきらめ」をも 伴い、防災を「自分ごと」と捉えるのが比較的苦手な日 本の特徴があるのかもしれない。そのような原子力防災 への人々の意識の壁への突破口は難しくはあるが、図5 の防災気密キットのシーリングによる外気を遮蔽する 空間の確保のような、シェルターの概念を広げることで 原子力防災を身近に感じられる可能性はある。例えば、 綾部市の中心市街地に隣接する商業モールで防災気密 キットの実演販売をすれば、災害発生の一時自宅退避時 に、せめて何かやれることがないかに気づくきっかけに なるかもしれない。その機会に、安価なショップでもっ と安く準備ができると市民が思ってくれるなら、この原 子力防災準備への関心喚起の試みは人々の防災意識で の壁の突破への入り口となるかもしれない。

(注意) 外気を完全に遮へいできるものではありません。

核シェルタークラブ監修 代表 村山皓 立命館大学名誉教授 (http://nsclub.sheltercb.com/) **企画・販売元** 合同会社ESTI **販売価格 ¥5,500** (機込) + **送料** オーダーEmail info@esti.jp まで

商品・使用説明

扉気密用



扉と枠の隙間に合った物を選んでください。指先で押 し込みます。(少しきつめのサイズが好ましいです)

「気密パックアップ (サイズ6・10・13・15mm)扉1~2枚分施工可能



気密バックアップの上部や4mm以下の隙間に貼り付ける事により、気密性能が上がります。 (色々な隙間にも使用可能)

防水気密テープ (50mm×20m) 黒色

窓気密用



サッシの上部(10 c m~20 c m)上に貼り、先に貼った 両面テープの糊をはがし、ビニールがシワにならないよ うに広げて、糊部分に貼り付ける。 (1ロール、サッシ枠1700mm×6~7枚施工可能)

気密マスカー (サイズ2100mm・2700mm×12.5m) 2100・2700mmはピニールを広げた時の寸法です。 窓枠の綴の長さに合わせて使用ください。



サッシ外枠に四方に貼り付ける。継ぎ目を重ねて貼るのがポイントです。(1ロール、サッシ枠5m四方×3~4枚施工可能)

両面テープ (15mm×20m)



気密マスカーテープ・気密バックアップ・気密 テープなどをカット時使用。

カッターナイフ

図 5 原子力防災の準備への人々の意識の壁への試みとしての気密シーリングのチラシ

(出所) 核シェルタークラブ (http://nsclub.sheltercb.com/) が作成。クラブの Web ページに掲載。

直面する自宅退避への人々の意識が希薄な原子力防 災への壁に加えて、核シェルターに人々が持つイメージ も原子力防災への人々の意識における壁になっている。 汚染外気を遮蔽する簡易なシーリングを身近に見るこ とによって、自宅退避の隠れ場としてのシェルターの概 念を広げたとしても、個人の地下シェルターが「一部の お金持ちの利己的なもの」であるとのステレオタイプの イメージが、一時的な自宅退避の隠れ場への防災意識の 障害となる。個人の自宅退避のシェルターに人々が公共 的な意義を共有するには、利己的なものとのステレオタ イプを排除して、広い意味での隠れ場としての個人の シェルターへの人々の関心を喚起する試みが必要だろ う。図6の蔵のリフォームによるシェルターは、耐震と 外気遮蔽の両目的のための隠れ場空間を確保できる自 宅退避場を目指すことで、核シェルターが利己的なもの とのステレオタイプを緩和する試みである。18 綾部市に おける地元の建設会社がこのチラシを蔵のある家にポ スティングしてリフォームの施工を受注ことで、防災一 般のためのシェルターが地域住民にとって話題になる

かもしれない。核シェルターへのステレオタイプをなくすための防災蔵シェルターを通じての自宅退避への関心喚起は、原子力防災を身近に感じられるような防災気密キットを通じての関心喚起とともに、地域でのシェルターの普及に対する人々の意識における壁への突破口になるだろう。

3.2. 自宅退避を公共政策の枠外とする政治行政の壁へ の突破口

シェルターの概念の拡大やシェルターへのステレオタイプの排除による個人用のシェルターへの関心を高めて、原子力防災での自宅退避への人々の意識の壁の突破が図れるとしても、政治行政の壁を突破するための方策が必要である。自宅退避の公共化の方法には、人々の側での原子力防災意識の醸成に向けて、すでに例示したような自宅退避への関心喚起による突破口とともに、政治行政の側での議会民主主義における法令の制定による突破口を考えている。

原子力災害での自宅退避を原子力防災の公共政策の

防災蔵シェルター

汚染外気 (PM2.5、放射性物質、花粉、粉塵など) 軽減の「耐震空間」へと蔵をリフォームすることで 一時自宅退避用の「クリーンスペース」を確保





企画・監修: 核シェルタークラブ http://nsclub.sheltercb.com/ 〜緊急時での自宅温速の核シェルターの普及を目指す〜 代表 立命動大学名誉教授 村山 脩

推奨: 日本防災シェルター協会 https://bousai-shelter.jp. ~防災ー般でのシェルターの普及を目指す~ 順問 村山 皓







経費 基本モデル: 370万円 基本モデル約: 未報酬費シェルター110万円、外気の過器100万円、外気シーリング30万円、 リテュームイオン電池20万円、設置工事費110万円 オブション: 内装・外型等のリフォームを別途に希望する場合は工事能工業者での見積

ルエ 地元の建築事務所・工務店、近畿地区(大阪、兵庫、奈良) 株式会社 マサキ工務店: http//e-masaki.co.jp 06-6586-1561



防災蔵シェルター に関心のある方は 村山皓まで! E-mail: tmrmurayama@gmail.com

図 6 核シェルターへの人々の意識の壁への試みとして の蔵のリフォームのチラシ

(出所) 核シェルタークラブ(http://nsclub.sheltercb.com/)が作成。 クラブの Web ページに掲載。

枠内へと「公共化」するために、自宅退避を個人の問題 と捉えがちな政治行政における「壁」に向かって、公共 の政策としての社会的効用に注目する。自宅退避の奨励 や自宅退避を基盤とする個人シェルターの普及を原子 力防災の公共政策の枠内へと組み込む法令の制定は、個 人の問題を超える「公」を「共」にする社会的効用の問 題への公共化となる。その政策過程は、首相や首長によ る政府提出の立法であってもよいが、より民主政の強い 議員立法の政策過程を国と地方のいずれでも念頭にお いている。しかし、住民の原子力防災意識が乏しく、議 会、議員、首長、行政が自宅退避を原子力災害の公共政 策の枠外におくなかでの法令制定には困難が伴う。しか し、自宅退避を公共政策に含める可能性のある具体策の 一つの例として、国の議会での核シェルター産業促進法 の制定が考えられる。それは超党派による日本に適した 究極防衛産業振興へのロビー活動(アドボカシー)とし て展開できる。19 そこで重要なのは、公的な集団シェル ターと並んで私的な個人シェルターの普及を盛り込む

ことである。公的な集団シェルターとともに自宅退避を 基盤とする個人シェルターの普及が核シェルター産業 促進法に含まれれば、自宅退避を公共政策の枠内へとも たらす国から地方への指針につながる。

いま一つの具体策の例は、国の核シェルター産業促進 法に先んじて、地方の議会での自宅退避原子力防災条例 の制定による自宅退避の公共化の可能性である。市民立 法を目指す条例制定イニシアチブは、「人々の幸福」の 政策価値に資する公共の福祉のための個人の権利の制 限を伴う他律的な緊急避難の実施に対して、地域の状況 に応じた「人間の尊厳」と「個人の自由」の政策価値を 考慮する自律的な屋内退避の実施の余地を残しうる。そ こでは、政治行政側の効率的な緊急避難のための自宅退 避とともに、原子力防災政策に人々が満足を感じる効果 的な自宅退避をも考慮できる。日本の住民投票の制度に おいて、市民立法イニシアチブは現実味に乏しい。20し かし、それに似た政策形成過程が全くなかったわけでは ない。阪神・淡路大震災後の個人補償をめぐる市民立法 イニシアチブが、地方での条例ではなく国の法律制定を 目指して展開して、最終的には国会での議員立法によっ て、個人補償の法律の成立に至った。21 そのような経過 も踏まえれば、地方自治体での市民立法イニシアチブか らの議員立法条例への可能性も、自宅退避を公共政策の 枠内に取り込むことへの政治行政の壁の突破口になる と思っている。原子力防災を身近に感じるような綾部市 民の自宅退避防災意識の醸成を伴いながら、自宅退避条 例制定のイニシアチブは、国の核シェルター産業振興へ のロビー活動 (アドボカシー) と相まって、自宅退避が 個人の問題を超えて、個人や企業での問題解決技法とは 異なる公共の政策の形成過程となるだろう。ここで示唆 したのが、自宅退避を公共政策に取り込む公共化に向け て、人々の意識の壁への突破口とともに政治行政の壁へ の具体的な突破口の可能性である。

おわりに

本稿は、原発事故や核ミサイルによる原子力災害での 自宅退避を、公共政策の枠内に取り込む糸口を探ること を目的とした。なぜなら、広域的な外気汚染への原子力 防災において、実際には段階的な緊急避難の実施にとも なって、ほとんどの人々が避難対象外での自宅退避に直 面するにもかかわらず、自宅退避が公共の問題というよ り個人の問題とされがちなのはよくないと感じたからである。そこで、原子力防災における自宅退避について、まず、自宅退避が公共政策の枠外となっている原因を指摘し、つぎに、自宅退避を「公」を「共」にする公共政策の枠内へと「公共化」すべき根拠を説明し、さらに、自宅退避への人々の意識を醸成して民主主義議会での公共政策の形成に反映される可能性を示唆した。実際、自宅退避が公共政策の枠外となっている明らかな原因があるなかで、自宅退避を個人や企業では対処しきれない公共の問題として枠内へ取り込むには困難が伴う。そこで、原子力防災における自宅退避の理論的、実践的な意義を明らかにするとともに、原子力防災に関心の低い人々の側での「壁」と自宅退避を個人の問題と捉えがちな政治行政の側での「壁」への突破口を考えた。

第1章で、綾部市の事例を参考にして、自宅退避を公 共政策の枠外におく政治行政での「壁」となる二つの原 因を指摘した。原因の一つは、緊急避難を中心とする中 央政府の原子力防災が自宅退避を視野におかないこと であり、いま一つの原因は、基礎自治体の政治行政も中 央地方関係での政策展開の中で自宅退避に触れようと しないことである。第2章では、そのように公共政策の 枠外にされがちな自宅退避を、「公」を「共」にする公 共政策の枠内へと「公共化」する政策展開での二つの根 拠を説明した。第一の理論的根拠として、自宅退避には 政治行政側での効率的な緊急避難の実施における混乱 回避に役立ち、人々の側での効果的な屋内退避への満足 を感じる意識に役立つとの、政治行政側と人々側での 「自分ごと」の二面性に注目した。第二の実践的な根拠 として、簡易な汚染外気遮蔽から、クリーンスペース部 屋の設置、家庭用核シェルターの建設までの広い意味で の一時退避場である個人のシェルターの普及による社 会全体への効用として、「国民生存安全保障」や「究極 防衛産業振興」に注目した。第3章では、自宅退避を公 共政策に取り込む公共化に向けて、人々の意識の壁への 突破口と政治行政の壁への突破口の可能性を示唆した。 第一の人々側の壁での突破口として、原子力防災を身近 に感じられるような防災気密キットと核シェルターへ のステレオタイプをなくせる防災蔵シェルターを通じ ての関心喚起を例とした。第二の政治行政側の壁での突 破口としては、国での核シェルター産業促進法の制定と 地方の議会での議員と連携した議員立法での自宅退避 原子力防災条例の制定イニシアチブの政策形成を例と

した。

原子力災害への対応策が緊急避難の計画の精緻化に 傾倒すればするほど、個人補償が背後に見え隠れする自 宅退避は個人の問題解決と見なされて公共政策の枠外 へと追いやられる。しかし、自宅退避の政策展開には個 人や企業では解決できない問題への公共政策とすべき 社会にとっての意義がある。自宅退避は直接には原子力 災害に直面する個人のためであるが、社会全体のための 公共政策とすべき四つの自宅退避の意義として、混乱を 回避できる効率的な緊急退避、満足を感じる効果的な屋 内退避、国の安全保障での効用、防衛産業での効用があ ると知れば、自宅退避の公共化が求められよう。その公 共化への政治行政の側での壁の打破には、「公」を「共」 にするための土壌となる人々の側で原子力防災を身近 に感じる意識の醸成が必要だろう。政治行政側の緊急避 難の効率のためだけではなく、原子力防災政策への人々 の満足につながる効果のある自宅退避へと人々の関心 を喚起することと相まって、核シェルター普及への法令 制定が国および地方での政策形成過程に見られるなら、 自宅退避を公共政策の枠内に取り込む糸口となるだろ う。その先では、公共政策として意義ある原子力災害で の自宅退避が、UPZ内外が混在する綾部市などその地 域に応じて、住民避難計画や避難訓練に組み込まれる多 様な自治体ごとの政策の展開につながる。

注

- 1 国会事故調(東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告 書 平成24年7月5日提出)の第4部(被害の状況と被害 拡大の要因)の4.2(住民から見た避難指示の問題点)に よると、「事故翌日までに避難指示は3km圏、10km圏、20km 圏と繰り返し拡大され、そのたびに住民は、不安を抱えたま ま長時間移動した」とある。「3月15日に20~30kmの住民 に屋内避難が指示されたが、その長期化によってライフライ ンがひっ迫し、生活基盤が崩壊し、それを受けて3月25日 には、同圏の住民に自主避難が勧告された。」「政府は住民に 判断の材料となる情報をほとんど提供していない中、避難の 判断を住民個人に丸投げしたともいえ、国民の生命、身体の 安全を預かる責任を放棄したと断じざるを得ない。」「着のみ 着のままの避難、複数回の避難、高線量地域への避難、病院 患者等避難に困難を伴う住民への配慮に欠けた避難などによ り、住民の不満は極度に高まった。」これらを受けて緊急避 難の計画の詳細な整備がなされてきたが、どこまで整備して も住民避難時の混乱と不満は避けられない。そこで、自宅退 避へも視野を広げた屋内退避の検討が必要とするのが本稿の 立場である。
- ² 日本の災害対応の公共政策の特徴を、筆者も分担者である松岡京美・村山徹編『災害と行政―防災と減災から―』晃洋書房、2016年、203頁では、包括的計画主義と適応型改良主義と呼んでいる。適応型改良主義の防災基本計画の修正履歴については、村山徹『新 災害と安全の情報―日本の災害対応の展開と災害情報の質的転換―』晃洋書房、2020年、24頁 27頁を参照されたい。
- ³ 内閣府政策統括官、原子力防災担当、福井エリア地域原子力 防災協議会による「高浜地域の緊急時対応」(平成27年12 月16日、令和2年改訂)を参照した。
- 4 綾部市の UPZ 圏内人口等(令和2年現在)は、前掲、「高浜地域の緊急時対応」による。ちなみに、舞鶴市81,331人39,591世帯(PAZ圏内も含むと81,877人39,826世帯)。南丹市3,543人1,696世帯。京丹波町2,904人1,297世帯。福知山市449人196世帯。宮津市17,897人8,512世帯。伊根町1,398人604世帯である。
- 5 国の原子力防災対応の指針については、前掲、「高浜地域の 緊急時対応」の緊急事態における対応体制において、PAZ内: ~概ね5km、UPZ内: 概ね5~30km、UPZ外: 概ね30km~ に分けて、緊急事態の防護措置を詳細に示している。
- 6 綾部市防災会議「綾部市地域防災計画 原子力対策編」(令和5年6月)の第4章(避難、一時移転等の防護措置)の1.4にあるこの表現から、地方政府の対応の国の指針との関係がうかがえる。国において防災上必要と思料される諸施策の基本を示す防災基本計画の原子力対策編(令和5年5月)では、避難、屋内退避等の防護措置の実施について、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、PAZ内の地方公共団体に対し速やかに避難及

- び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。原子力災害対策本部は、UPZ内の地方公共団体に対し、屋内退避の実施やOIL(原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベル)に基づく防護措置の準備(避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等)を行うよう要請するものとする。放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたOILに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとする。
- 7 災害対策基本法の第3条から第5条が定めるように、日本の 防災対応での中央と地方の役割については第一次的責務が基 礎自治体にあると言える。一方、国民保護法の緊急対処事態 での中央と地方の関係は、武力攻撃災害への対処における国 から地方への指示と地方から国への措置の実施要請および総 合調整の要請が向き合う仕組みになっている。住民に直接に 接する基礎自治体の綾部市ではあるが、地域防災計画原子力 対策編では、災害対策基本法での災害対応の第一次責務が原 子力災害では弱まるように見える。しかし、国の防災基本計 画の原子力対策編では複合災害が発生した場合において、自 然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等に は、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安 全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるこ とを基本とするとされている。そこには、原子力災害におい て国から基礎自治体への指針が示されていたとしても、場合 によっては、基礎自治体が先んじて住民に対応できる余地が あると感じさせる。
- * 若狭湾の原発事故での緊急避難に関わる京都府北部の市町から京都府への要望については、京都府危機管理部原子力防災課にある資料による。各市町からの施策についての重点要望は令和5年を参考にし、京都府予算に関する要望は令和6年に向けてのものを参考にした。京都府から国への要望については、令和5年度政府予算等に関する重点要望および令和6年度国の施策および予算に対する政策提案での原子力災害時における避難体制の整備(京都府Webページ、国の施策及び予算に対する政策提案の「命と健康を守り抜く安心の構築」など)を参考にした。加えて、令和3年4月の原発事故に対する京都府知事の見解(京都府危機管理部原子力防災課Webページ)をも考慮した。
- 9 議員からの原子力防災に関わる質問は綾部市議会の議事録検索による。高い立場からの議論の展開とは、市民の政治意識調査で筆者がよく用いる市会議員の役割への期待についての質問を念頭においている。その選択肢には、「市役所の仕事ぶりを監視する」「地元のめんどうをこまめにみる」「対立する意見や利害を調整する」「支持団体(地域や団体など)の利益を代表する」「高い立場から市の将来のことを考える」がある。議員からの質問は「市役所の仕事ぶりを監視する」にあたる緊急避難や屋内退避の計画実施の実効性に関するも

のが多く、自宅退避についての質問はどちらかと言えば「高い立場から市の将来のことを考える」に近い役割のように思える。安定ヨウ素剤の事前配布についての質問もあるが、自宅退避を念頭におくものではなく、現行の緊急避難時での配布計画では不十分と指摘する。京都府議会でも議員からは緊急避難の質問のみで自宅退避は質問者の視野にない。緊急避難の指摘が原子力発電反対への政治争点化の発言へとつながる場合が多く、避難の実際を深く指摘するような議論の深まりにはならない。これらの議会での質問に自宅退避が入っていないことは、それぞれの議員へのヒアリングでも確認した。

- 10 防災基本計画の原子力対策編(令和5年5月)は、屋内退避 を緊急避難の準備段階と位置づけるとともに、要援護者の屋 内退避の方法について詳細な指針を示している。それらから は、自宅退避がやむをえずの方策であるとされている印象を 受け、積極的に原子力防災での自宅退避に注目する視点は見 いだせない。
- 11 塩崎賢明『復興<災害>―阪神・淡路大震災と東日本大震災 ―』岩波書店、2014年、175 頁では、災害復興で絶対に欠か せない事項は生活再建であり、被災者にとっての復興は住宅 復興を成し遂げることであるとする。両大震災での今日まで の教訓は、拠点となる住まいの維持が地域社会の生活再建に とっていかに重要だったかを示している。原子力災害での地 域の再生の困難と危険は言うまでもないが、だからこそ、住 民の自宅退避の社会的重要性を少なくとも視野におく原子力 防災の政策展開を考えておくべきと思っている。
- 12 筆者の政策価値については、村山皓「政策への期待の託し方 一行政の民主主義一」立命館大学政策科学会『政策科学』、 28 巻 1 号、2020 年、55 頁 - 57 頁と、村山皓「地方行政職 員の自由裁量によるこれからの創造的な震災復興の可能性」 立命館大学地域情報研究所紀要『地域情報研究』、第12号、 2023年、43頁-44頁を参照されたい。そこでは公共政策シ ステムにおける政策価値の位置づけを示し、政策価値を公共 政策の主要な要素としている。それは、政策価値からどのよ うな公共政策であるかを判断できることを意味する。政策価 値への筆者の注目は、G. アーモンド、B. パーウェル著、 本田弘、浦野起央訳『比較政治学』時潮社、1986年、563頁、 569-586 頁 (Gabriel A. Almond and G. Bingham Powell, Jr., Comparative Politics, Little, Brown and Company, 1966 1978) による。その中の政策的財に注目して政策価値を考え ている。アーモンドの政策的財は福祉、安全、自由であるが、 幸福、尊厳、自由を「人」にとっての基本的な財と私は思っ ている。それらを政策価値とした理由については上記の各論 文の注なども参照されたい。
- 13 チェルノブイリ原発事故での広範な放射能汚染については、 今中哲二「チェルノブイリ原発事故による放射能汚染と被災 者たち(4)」株式会社技術と人間『技術と人間』1992年8 月号(https://www.rri.kyoto-u.ac.jp/NSRG/Chernobyl/GN/ GN9208.html)を参照した。事故から3年たった頃から明ら

かになった長期被ばくで問題となるセシウム 137 による汚染状況では、チェルノブイリの北東 $150 \sim 300$ kmとか東北東 $400 \sim 600$ kmに飛び地のように汚染地域が広がっていた。事故後 2 カ月程度の内部被ばくで問題となるヨウ素 131 について、 $40 \sim 60$ kmの子供の甲状腺被ばくの測定値から、被ばく線量の分布の幅が大きいことが確認できる。これらは UPZ30km圏外での自宅退避に注目すべきことを示唆している。

- 14 個人用の本格的な核シェルター普及の日本での先駆者である 織部智男は、地下核シェルターのモデルを自ら建設するとと もに、「シェルター―原子戦争下における生存の可能性―」(昭 和42年)、「シェルター―生きるに値するもののために―」(昭 和63年)を自費出版している(核シェルタークラブ http:// nsclub.sheltercb.com/にいずれも掲載)。それらの活動を受 けて、2003年に織部信子が非営利活動法人日本核シェルター 協会を立ち上げた。
- 15 公共政策の定義については、村山皓『政治システムの公共性 と政策文化―公民関係における民主性のパラダイムから公共 性のパラダイムへの転換―』有斐閣、2009年、7頁-8頁を 参照されたい。
- 16 地元のあやべ市民新聞(2023年8月2日)による綾部市、 舞鶴市、福知山市での講座の案内である。この講座の案内は 他の地域新聞でも掲載された。

安全」などを研究領域策システム」や「災害と 10時半~正午、西町3ターの話」が6日午前 申し込み不要。 災害と個人の核シェル 村山皓さん(77)が主催 かれる。参加無料。事前 する教養講座 、あやべ・日東精工アリ 立命館大学名誉教授 -ナ)の会議室2で開 一目の市民センター 会顧問などを務める 参加 は 原子力 が準備しておく重要性 の情報発信や市民の意 クラブ」を設立した。 攻撃)に備え、一時的に 核災害 を訴え、「核シェルター でも被曝を少なくする 授業を担当している。 活動内容は、 また今年1月には、 立 原子力災 一命大名誉教授が 電所から概ね半径30 時、UPZ(原子力発・ 内退避」の期間が長く 帯に普及させたいといが後回しになり、「屋」の核シェルターを全世の核シェルターを全世に関係のの住民より避難 的な表現であり、高額 一の圏外の住民は、 供を行う。 り交ぜながら、 大学での授業内容を織 座もこの なる可能性がある 例えば原子力災害 し核シェ 6 の一環。当日は、今回の教養講 日に市民 教 情報提 養 ル 講座 格的な核シェルターま ェルター』はシンボル タ る」と説明。「『核シ ープの準備などはでき 隙間をふさぐ目張りテ でいかなくとも、 「UPZ圏外が安全と 乜 ンタ ற 1 窓の 座は、6日午後2時同じ内容の教養講 が要」と訴えている。 後とネットワークが 民交流プラザふくち を守るすべを持つこ 町)でも開かれる。 やま(福知山市駅前 から舞鶴市西公民館 との社会的な意義を さん (数090 さん(2090・3問い合わせは村山 (舞鶴市南田辺)

17 日本人の政治不信が「あなたまかせ」の不満に特徴があることを、アメリカ人の「てまえかって」の不満と比べて、意識調査に基づく実証的な政治文化の比較研究で示したものとし

て、村山皓『日本の民主政の文化的特徴』晃洋書房、2003年、 55頁~58頁を参照されたい。

- 18 防災蔵シェルターのプロジェクトは筆者が代表を務める核 シェルタークラブ (http://nsclub.sheltercb.com/) が推進し ている。核シェルタークラブについてはその Web ページに 次のように記されており、本稿での筆者の立場が示されてい る。核シェルタークラブの目的は、情報発信を通じて核シェ ルターへの意識の普及と理解の共有を図ることである。一時 的にでも被ばくを少なくできる核シェルターの普及に伴っ て、個人や公共機関が核シェルターを用意することが普通の ことと人々が思える意識の醸成を目指す。自らの身を守るす べを持つことの社会的な意義を人々が共有できる土壌とネッ トワークがなければ、個人所有の核シェルターや全員が避難 できるとは限らない公的核シェルターの重要性が理解される 社会にはならない。核シェルタークラブが何を目指している かは、以下の理念、活動、目標で簡潔に示している。【理念】 原子力災害(原発事故、核ミサイル)に備える個々人による 原子力防災が必要な社会になってきている。広範囲で多くの 人々の被災が想定される原子力災害であるからこそ、必ずし もすべてに対応できるとは限らない「公的」な原子力防災に もまして、一人一人の「自分ごと」としての「私的」な原子 力防災の「備え」が期待される。【活動】原子力災害での一 時的な「自宅退避」のシェルター(隠れ場所)の普及を意図 し、公的な「緊急避難」よりも私的な「屋内退避」により注 目する。【目標】個人の私的な原子力防災には、人々の「原 子力防災意識」の醸成が不可欠であると考えて、それに資す る情報の提供を目指している。つまり、「シェルターは個人 が利己的に生き残る手段にとどまらず、その普及には社会的 な意義がある」との原子力防災意識(人々の考え方、感じ方、 行動の仕方)の共有を図る。原子力災害(原発事故、核ミサ イル) で人々が生き残って活動し続けることは、地域の生活 再建にとって重要であり、また、核攻撃への脅しに対抗でき るような、戦術核の使用を思い止まらせる核抑止力とは違っ た安全保障の側面もあるだろう。また、核シェルター産業、 なかでも 個人シェルターの産業振興は、「究極の防衛産業」 として、軍需産業とは一線を画する日本に適する防衛に特化 した社会経済的な意義を持つかもしれない。ここでの「シェ ルター」は広い意味での個々人の隠れ場所であり、自宅退避 のためのシェルターでは、隠れ家の建設、隠れ小屋の設置、 隠れ部屋の準備など、難しいものから簡易なものまで様々に 普及することが望まれる。
- 19 国会での核シェルター産業促進法の制定に向けてのロビー活動の圧力団体は、筆者が顧問を務める日本防災シェルター協会 (https://bousai-shelter.jp) と連携して組織化が可能だろう。日本防災シェルター協会は様々な災害でのシェルターを対象としているが、なかでも核シェルターへの注目は高い。住宅メーカーでは災害時の在宅退避を宣伝するセキスイハイム、トヨタホーム、ダイワハウスなどがあり、それらは耐震

- に重きを置き汚染外気遮蔽を念頭においてはいないが、メーカー担当者との話では耐震以外のシェルターへの可能性も感じられた。これらの個人のシェルターとは別に、例えば、潜水艦での空気浄化装置を開発してきた川崎重工は民間市場への進出の意図があるが、筆者が担当者と話した時には個人シェルター用への技術のダウンサイジングの予定はなく、大規模な集団シェルターについて興味を持っていた。それらには汚染外気遮蔽の個人および集団のシェルターの普及に向けて核シェルター普及会のような圧力団体の組織化に参加する可能性がありそうである。
- 20 住民投票は議会を経ない直接民主主義の政治と見られがちだが、国によっては首長や議会が関与するものなど様々である。住民投票の詳細については、村山皓「住民投票」、村山皓・川口清史編『政策科学の基礎とアプローチ』ミネルヴァ書房、2006年(2004年)、159頁-169頁を参照されたい。日本には地方公共団体での住民投票はあるが、国での住民投票はない。住民投票が多用されるアメリカ合衆国でも、一時、検討されたが国での住民投票はない。アメリカでの直接立法投票での意識と行動を分析したものとして、村山皓「アメリカ直接立法制と政治的管理」飯坂良明・中邨章編『管理とデモクラシー』学陽書房、1984年、181頁-188頁を参照されたい。
- ²¹ 被災者への個人補償を認めてこなかった日本の災害対応は、 阪神・淡路大震災でも踏襲された。しかし、大規模災害では 個人の生活再建の援助こそが必要な場合もあると気づくこと になった。被害が長期化、深刻化するなかで、被災地の市民 団体(大震災「声明」の会)が、阪神・淡路大震災から一年 半が経とうとする 1996 年に、生活再建援助法の市民立法案 を発表した。この市民運動は、有権者が法案を立案するイニ シアチブの制度が地方レベルでも採用されていない日本にお いて、その後、市民=議員立法の推進へと展開されて、コー プの署名運動なども加わって、1998年に国会での議員立法 による被災者生活再建支援法の成立に至る。そこには、市民 のイニシアチブが端緒となって国の法律の制定に至った例を 見ることができる。様々な公的支援への人々の意識が震災後 どうであったかの質問を含む、大震災後の1996年に筆者が 実施した「近畿の市民と市政の意識調査1996年」の分析では、 国が個人補償を認めていないなかでは、個人生活支援よりも 復旧の基盤整備に期待する人々の傾向が見られた。その詳細 については、前掲、『日本の民主政の文化的特徴』、第四章「震 災公的支援立法と人々の意識」を参照されたい。政策形成の 立法では人々の意識が基盤となるが、国民の意識が必ずしも 先行することなく政策形成に至る民主的な政治過程があるの がこの例からわかる。そこには、政治意識研究の「実験」と しての筆者の興味がある。